

日程第30 請願第7号 地域防災対策に関する請願について

○議長（井上勝彦君）日程第30 請願第7号 地域防災対策に関する請願について を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 13番 石橋君。

〔13番（石橋英和君）登壇〕

○13番（石橋英和君）請願につきまして委員長報告を行います。

去る平成24年12月6日の本会議において、本委員会に付託され、継続審査となっている請願第7号 地域防災対策に関する請願について を審査するため、平成24年12月10日と平成25年3月13日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成者がなく不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

請願第7号の趣旨は、現在、城山台四丁目における避難道路は、市道三石台垂井線の4車線道路と接続する市道1本のみである。大災害が発生し、本道路が遮断されると逃げ道がなくなり、緊急車両すら入ることができない状態になるため、安心・安全に生活できるよう緊急時の避難道路の確保を求めるものである。

委員から、紹介議員に対し、本請願の趣旨は、新たな緊急避難道路の建設を求めるものであるが、城山台三丁目と四丁目を結ぶ通称けもの道の拡幅も対象と考えているか とのただしがあり、考えられる解決策すべてについて検討をお願いするものであるが、けもの道の拡幅が最適と考えており、実質、これ以外に有効な避難道路の建設は困難と考えてい

る との答弁がありました。

「けもの道」の拡幅について、三丁目、四丁目両自治会で協議は継続されているか とのただしがあり、四丁目自治会から三丁目自治会に対し、再三にわたり協議を申し入れているが実現していない との答弁がありました。

当局に対し、長年にわたり「けもの道」の拡幅が実現できない理由について ただしがあり、四丁目の開発にあたり、三丁目の周辺住民からの申し入れに対し、「城山台の緑地、留保地（南海電気鉄道株式会社所有）の変更については、事前に周辺住民（自治会結成後は、自治会）と協議する」との南海電鉄からの回答書が交わされている。工事的には最も安価であるが、両自治会による協議で合意に至っていない状況であり、拡幅は困難と考えている との答弁がありました。

「けもの道」の拡幅以外で想定できる避難道路について ただしがあり、四丁目から北、東方面への道路については数案考えられるが、高低差が大きく、いずれも多額の工事費が必要となる。三丁目に向けた道路は、「けもの道」と同じ状況になるため検討していない との答弁がありました。

強い地震が起こった際など、現在の四丁目への進入路の安全性について ただしがあり、想定される地震の強度、断層の状況など、それぞれの道路で状況が異なるため、あくまでも一般論としての比較になるが、市道城山台4号線は2車線道路で一部歩道も整備しており、市内の道路の中では比較的安全性は高いと考えている との答弁がありました。

討論に入り、採択することに反対の立場か

ら、利便性の向上と防犯上の安全・安心を求める請願者の思いは十分理解できる。その一方で、「けもの道」を拡幅すれば通行人・車両の増加による交通事故の発生増が懸念されるなど、平穏な環境を求める三丁目住民の声がある。議会は両者に対して公平・公正な立場で、双方の協議で得られた結果をもって判断を行うべきである。市においても、両丁目自治会の合意形成があれば必要な措置を講ずると表明している。しかし、合意形成がない中で、一方の主張だけを取り入れれば、請願者と当該利害関係者に不公平な影響を与えかねないと考え、本請願を採択することに反対するとの討論がありました。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより請願第7号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）私は、賛成の立場から討論いたします。

確かに、三丁目の住民が静かさを求めて当該宅地を選んだという気持ちは理解できる。しかし、1、大地震が近未来に確実に発生すると言われ、しかも、その被害規模は空前のものだと言われている今日、隣人の生命・身体が危険にさらされる場面では、一步の譲りをも拒むならば、せめて半歩でも譲るべきではなかろうか。

また、高齢化が急速に進み、80代、90代の高齢者が激増する時代に入りつつあるのが今の姿であります。この高齢者に対して、目と

鼻の先にあるスーパーや商店街、医療機関、郵便局等へ、炎天下あるいは寒風の中、また風や雨の中を歩いて、あるいは自力で車いす、また電動の車いす、または車いすを押してもらいながら、上り坂下り坂を何百メートルも遠回りさせることは、気の毒を通り越して残酷な仕打ちではなかろうか。議員諸氏にかかる光景を想像していただきたい。あなた方自身が、あるいはあなた方の親兄弟が四丁目の住民であれば、かかる仕打ちに納得できますか。私はとても納得できない。

さらに、四丁目の住民も、車をどんどん通せと求めているわけではありません。三丁目の環境にも十分配慮した上で、例えば、ふだんは人や車いすの通れる広さの通路を確保しておき、地震や火事等の災害時、緊急時には停止棒を引き抜いて緊急車両の通行することを認めてほしいと言っている。至極当然、妥当な要求ではありませんか。

一般論として、道路は公共の利益のためにつくられるものであります。我々が日常何気なく通行している道路についても、大なり小なり、周辺の方々が迷惑を辛抱して下さっていることにより成り立っているのであります。一人ひとりが自分の利益だけを考えて他を顧みず、一步も半歩も譲らないのであれば、国家も地方も私たちの生活も、一日たりとも成り立たない。要するに我々の社会生活は、お互いのおかげさまによって成り立っていると私は考える。こうした私の考えは間違っているのだろうか。

過日の経済建設委員会で、本請願が不採択、すなわち妥当でないと判断されました。その理由は、この問題は三丁目と四丁目の合意ができてから進めるべきであると。そういう性質のものであるということでした。しかし、これまで30年の間に何十回となく、主に四丁目からの働きかけで話し合いが持たれたが、

歩み寄りの気配が全くなく、厳しい言葉を浴びることが多かった。これは議事録にも載っております。つい最近も、この件で四丁目自治会から三丁目の自治会に話し合いをお願いしたところ、にべもなく断られた。こういう状態で何の進展もなく、約30年間も経過しているのです。

この事実を知った上で、今に至ってなお話し合っ合意することを求めるのは、木に登って魚を求めろというに等しいです。すなわち、これまでの経過から見て不可能に近い条件をつけることにより、事実上事態はこれまでと何ら変わることなく、10年、20年、30年と続くこととなります。言い換えれば、年々ひどくなる残酷な状態を四丁目の住民にずっと受け入れろと、実質的には同様の選択を橋本市議会経済建設委員会はしたのであります。

私は請願の紹介議員として、実質的な意義と結果を指摘して、本請願の採択をお願いいたしましたが、一顧だにされることなく、残念ながら全員一致で否決されました。私は本請願が採択されることによって、これまで30年間放置されてきた状態に風穴をあけ、じわじわ現実化している残酷な状態を一刻も早く解決すべく力を尽くすことが、議員の使命であると確信しております。議員諸氏におかれましては、現状の不合理と、これを打開すべく集められた千四百余名の請願の署名者の真意をご理解いただきまして、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

三丁目と四丁目の自治会でのやり取り、ここに議事録がありますので、内容を紹介します。

まず、四丁目の足腰の不自由な高齢者が、城山台郵便局に安全に行く道が確保されていない現状をどう思うかという質問に対して、三丁目の委員の方の答弁であります。しっかり聞いてくださいよ。「道をつくるかどうかで

はなく、今のけもの道が通れるか通れないかの問題だ。なんなら、今のけもの道を12月に閉鎖しようか。」こういう意見とかね。「他人の土地を勝手に通っておいて、今さら何を言うのか。すべからく昭和57年のけもの道閉鎖、それをしてから話し合いをすべきである。」こういう意見も出ています。「四丁目は不便を承知で買ったのではないか。」こういう意見です。「緊急自動車の進入路が1本しかないのも、はじめからわかっていたことではないか。これは、開発者の南海電鉄と橋本市のミスだ。このしりを三丁目に持ってこられるのは筋違いである。いくら費用がかかろうと、両者に解決してもらうべきである。なんなら、小峰台経由で別の道でもつくってもらったらどうか。」それから、今の現状をどう思うかとの質問に対して、「そんな老人は近くに郵便局があり、歩いていける河内長野市の住宅地に転居したらよい。老人及び身障者は論外である。我々は人の通らぬ閑静な住宅地を購入したのであり、家の前を子どもが通るのはやかましいので困る。車いすの通行も反対である。」反対者はこういうことを言ってるんです。

橋本市議会の皆さん、良識を持ってこの実態に風穴をあけて、何とかいい方法を見つけるように努力してもらえませんか。今、大勢傍聴に来てくれてます。大変な中を頑張って来てくれた。今、何とか風穴をあけてほしい。私の思いは、ここで採択されることによって、橋本市議会は、あそこはやはり道路を開設すべきだと市民の代表が考えているんだ、むちゃくちゃ何の妥協もなく帰れと、車いすは通ったらあかとかね、子どもが通ったら迷惑でやかましいと、そういうことに理由があると橋本市議会は認めなかったんだということを、やっぱり示してもらいたい。

以上です。

○議長（井上勝彦君）静かにしてください。

傍聴席からは発言はやめなさい。

ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより請願第7号 地域防災に関する請願について を採決いたします。

この採決については、会議規則第71条第1項の規定により、松浦君ほか3人から記名投票によられたいとの要求がありますので、記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（井上勝彦君）ただ今の出席議員数は21人です。

投票用紙を配付いたさせます。

（職員 投票用紙配付）

○議長（井上勝彦君）投票用紙の配付もれありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）配付もれなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（井上勝彦君）異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は白票を、本案を否とする諸君は青票を、点呼に応じて順次投票願います。

点呼と出席議員の確認を命じます。

○議会議務局次長（石井 豊君）

1番 松浦健次議員 2番 阪本久代議員
3番 富岡清彦議員 4番 楠本知子議員
5番 森下伸吾議員 6番 辻本 勉議員
7番 山田哲弥議員 8番 中西峰雄議員
9番 上田良治議員 10番 妙中嘉三議員
11番 土井裕美子議員 12番 清水信弘議員
13番 石橋英和議員 14番 中本浩精議員
15番 田中博晃議員 16番 堀内和久議員

17番 松本健一議員 19番 小林 弘議員

20番 樽井豪男議員 21番 岡 弘悟議員

22番 中本正人議員

○議長（井上勝彦君）投票もれありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（井上勝彦君）開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番 中西君、15番 田中君、22番 中本正人君、以上3人を指名いたします。

よって、3人の立ち会いを願います。

（立会人 所定の位置につく）

○議長（井上勝彦君）開票は職員にいたさせます。

（職員 開票）

○議長（井上勝彦君）それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち賛成は4票、反対は17票。

以上のおり、反対が多数であります。

よって、請願第7号は不採択と決しました。

賛成者（白票） 4名

松浦 健次 議員 楠本 知子 議員

森下 伸吾 議員 妙中 嘉三 議員

反対者（青票） 17名

阪本 久代 議員 富岡 清彦 議員

辻本 勉 議員 山田 哲弥 議員

中西 峰雄 議員 上田 良治 議員

土井裕美子 議員 清水 信弘 議員

石橋 英和 議員 中本 浩精 議員

田中 博晃 議員 堀内 和久 議員

松本 健一 議員 小林 弘 議員

樽井 豪男 議員 岡 弘悟 議員
中本 正人 議員

○議長（井上勝彦君）この際、報告いたします。

総務委員長、経済建設委員長、文教厚生委員長及び議会運営委員長から委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査をいたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

○議長（井上勝彦君）以上で本日の日程は終わりました。

これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長（井上勝彦君）閉会にあたり、市長から発言の申し出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）3月の市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

朝夕の冷え込みも和らぎ、日中は春の到来を大いに感じられる季節となつてまいりました。市役所玄関前の桜も、今朝では10%か15%の開花でございまして、いよいよ春本番でございまして。

議員各位におかれましては、先月25日の開会から本日まで26日間にわたり、平成25年度当初予算をはじめ、ご提案させていただきました61件の案件すべてに対して、終始慎重なご審議とご議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程におきましてご指導、ご助言いただきました事項につきましては、今後十分尊重し、反映してまいります。

はじめに、企業誘致についてでございますが、去る3月15日、大阪府茨木市に本社があるホンダ運送株式会社の本市への物流拠点建設が決定し、井上議長立会いのもと、同社と橋本市との間で進出協定を締結しました。

同社は、昭和28年に創業され、自動車輸送など物流関連業を行っております。今回進出される敷地では、株式会社ホンダ四輪販売南近畿が新車の納車前整備業務を行う「ホンダグロス和歌山橋本センター」を開設し、輸送を担当するホンダ運送が、同センターでオプション品の装着・点検・整備された新車を和歌山・奈良県内のホンダ販売店へ配送します。

投資予定額は5億5,000万円、操業開始は今年の10月1日を予定しており、新規地元雇用も3年間で6名を見込んでおります。

おかげさまで、今回の締結で、本市への進出及び立地協定を結んでいただいた企業は22社となりました。

次に、明日3月23日、今年も橋本市民病院前の菜の花栽培地で、第6回花まつりが開催されます。ご承知のとおり、この催しは本市と橋本市衛生自治会が取り組んでいる生ごみ堆肥化の支援やシステムづくりの成果を広く皆さんに見ていただくことを目的に、山内区、真土区、西畑区のご協力をいただき実施するものでございます。当日は生ごみの堆肥化に関する指導や写真展等に加え、境原つ子太鼓演奏、初芝橋本中学校高等学校の吹奏楽の演

奏、葵小百合歌謡ショーなど、盛りだくさんの内容となっております。議員の皆さんには既にご案内を差し上げているところですが、明日はぜひともご出席賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

さて、今年度31名の職員が退職いたします。うち当議会出席の担当参与につきましても4名の者が退職することになりました。これらの者に対し、在職中は議員各位のご指導・ご鞭撻、誠にありがとうございました。4名の参与はこの議場を去っていくわけでございますが、新年度におきましても、行政に空白が生じないよう努めてまいりますので、議員各位におかれましては、これまでも増してご理解とご協力を賜りますことを切にお願いを申し上げ、3月市議会定例会のごあいさつといたします。

誠にありがとうございました。

○議長（井上勝彦君）平成25年3月定例会の閉会を迎えるにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は去る2月25日開会以来、本日まで26日間にわたり、平成25年度各会計予算、さらに予算関連条例など当面する市政の諸案件を、議員各位の終始極めて真剣な審議により、提案されましたすべての案件を議了することができました。これもひとえに議員各位のご協力によるものと深く感謝を申し上げます。

す。

また、市長をはじめ執行機関の各位におかれましては、この間、常に真摯な態度をもって審議にご協力をいただきました。心より厚く御礼を申し上げます。

さて、橋本市のまちづくりに長年にわたり奮闘努力をし、その職責を全うされまして、3月末をもってめでたく定年退職、また勇退されます職員の皆さん、本当にご苦労さまでございました。今後は健康にご留意されまして、これまでの知識・経験を生かして、新たな分野で、また地域社会の一員として、一層のご活躍をご期待申し上げる次第でございます。

終わりになりましたが、6万7,000市民の皆さまには、今後ともふるさと橋本市のさらなる発展にご協力を賜りますことを、改めて心よりお願いを申し上げます。

そして、市長をはじめ職員の皆さんには、さらに一層の精励を要請いたしまして、閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

これにて、平成25年3月橋本市議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。ご苦労さんでした。

（午前11時55分 閉会）